

**ながと路観光連絡協議会ノベルティグッズ制作業務
仕様書**

委託業務名	ながと路観光連絡協議会ノベルティグッズ制作業務
委託業務内容	ノベルティグッズ制作
本事業の目的	当協議会の構成地域である、山口県萩市、美祢市、長門市、阿武町、島根県益田市、津和野町の各市町で異なるデザインのノベルティグッズを制作し、当該エリア内の周遊促進を目的とする。
ターゲット	・30代～40代の知的好奇心が旺盛な女性観光客
仕様	<p>○「本事業の目的」に沿い、当該エリアの各市町をそれぞれイメージでき、各市町で異なるデザインとするとともに、定めたターゲットに訴求する「かわいらしい」「上品」なグッズを制作すること。</p> <p>○制作物のパッケージ内等に、QRコードを掲載する等、ながと路WEBサイトに誘導する工夫をすること。</p> <p>※ながと路WEBサイト：https://nagatoji.jp/</p> <p>○日常的に使用できるものとする。</p> <p>○開発予定グッズ（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トートバック、エコバック、フェイスタオル、ポーチ 等 <p>○制作物・個数：500個以上×6種 (計3,000個以上)</p>
納品の媒体	<p>(1) 制作したノベルティグッズ</p> <p>(2) ノベルティ制作にあたり使用した写真、イラスト等の電子データ (DVD-R)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DVD-Rとし、フォーマットはマイクロソフト社のウィンドウズで使用できる汎用のフォーマットのものとする。 ・ながと路観光連絡協議会に、2部納品すること。
委託内容の実施にあたっての留意点	制作過程で生じる権利関係、第三者の著作権及び利用許諾等の処理は、受託事業者の責任及び費用で適正に行うこと。
契約期間	契約締結日から令和4年2月25日まで

委託料の請求	<p>(1) 委託業務完了届の提出 受託者（以下、乙という）は、本契約の処理を完了した時は速やかに委託業務完了届を委託者（以下、甲という）に提出し、甲の検査を受けるものとする。</p> <p>(2) 請求金額 委託業務完了届に基づき、甲が委託処理の完了を認めたとき、乙は、委託料の請求を行うことができる。</p>
著作権	<p>今回の業務委託により制作される成果物の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、所有権等、その他の一切の権利は、ながと路観光連絡協議会に帰属するものとする。</p> <p>成果物は、ながと路観光連絡協議会が自由に二次使用（ホームページへの掲載、イベントでの利用等）できるものとする。</p>
その他	<p>(1) 甲が乙に対して提供したものは、履行後速やかに返却する事。</p> <p>(2) この仕様書の解釈に疑義が生じたときは、甲と乙の協議により定める。</p>
問合せ、納品先	<p>山口県萩市大字江向510番地 ながと路観光連絡協議会事務局 萩市観光課 中原 彰太 電話 0838-25-3139（平日のみ） E-mail kankouka@city.hagi.lg.jp</p>

※本仕様書については、企画コンペの内容により、必要に応じて加筆修正します。